

地域の防災力を高めよう

～自助共助 家庭で職場で 話し合い～

(東京消防庁防災標語)

8月30日～9月5日は防災週間です



平成20年岩手・宮城内陸地震で大規模に崩落した荒砥沢ダム周辺(宮城県栗原市)

9月1日は、今から85年前の大正12年に、関東大震災が発生した日です。そこで、皆さん一人ひとりがもう一度身の回りで起こる災害について考え、「自らの生命は自らが守る」という「自助」の意識のもと、地震が発生したときでも適切な行動がとれるように、防災行動力を高めましょう。

また、まちぐるみで「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の意識を共有し、地域の人が協力して助け合い、地震による被害を最小限にとどめるとともに、災害時に援護が必要となる方を町内会・自治会、事業所などが協力し気遣うなど、地域が一体となった協力を制づくりを進め、いざというときに備えましょう。

市では、旧7町村を単位とした「防災・安心地域委員会」の設立に向け、準備を進めています。自分たちのまちは自分たちで守るという強い意思を持ち、地域の特性にあった防災活動を自主的に行うことにより、地域力は確実に向上します。

また、まちぐるみで「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の意識を共有し、地域の人が協力して助け合い、地震による被害を最小限にとどめるとともに、災害時に援護が必要となる方を町内会・自治会、事業所などが協力し気遣うなど、地域が一体となった協力を制づくりを進め、いざというときに備えましょう。

わが家の地震に対する備えを確認しよう

家具類・一般家電製品の転倒・落下防止対策 平成19年に発生した新潟県中越沖地震をはじめ近年発生した地震では、家具類の転倒・落下物による負傷者が、負傷者全体の約3割から5割までを占めています。震度5(強)以上の強い地震では、書棚の本やテレビ、電子レンジなどの重い家電製品が落下し、タンスやロツカーなどの大きな家具が倒れることがあります。家具類・一般家電製品は、金具や転倒防止器具を用いて、壁や床に固定しておきましょう。屋内での身の安全を確保することがとても重要です。

安全で快適な道づくりにご協力を

道路沿いの生垣や庭木の枝が伸びていたりすると、カーブミラーや信号などが見えなくなったり、また、倒れた樹木などを放置していると、通行の支障となり思わぬ事故を招くことがあります。道路の事故防止と安全対策のために、生垣や樹木の手入れを計画的に行いましょう。

行わないでください。路上に商品や看板を並べる。自転車・バイクなどの放置。車などの出入りのために段差プレートなどを置くこと。段差プレートなどは、歩行者がつかずいたり、自転車やオートバイの転倒の原因になり非常に危険です。



旧市倉家住宅

五日市郷土館の開館時間を延長します

五日市郷土館の開館時間を延長します。開館時間 午前9時30分～午後9時30分。場所 五日市郷土館、旧市倉家住宅。内容はヨルイチ実行委員会主催のお茶会と琴の演奏会が旧市倉家住宅内で行われます。詳しくは、ヨルイチ実行委員会に問い合わせください。

非常勤職員などの募集



職種 保育園調理員
勤務日: 月曜日から土曜日まで(週3日以内)
勤務時間 平日: 午前8時30分～午後5時(7時間30分)
土曜日: 午前8時30分～午後0時30分(4時間)
勤務場所: 屋城保育園

勤務内容: 保育園での調理補助
賃金: 時給920円(土曜日は、1150円)
採用日: 9月初旬予定
応募方法: 8月26日(火)までに履歴書(上半身正面脱帽写真貼付)をお持ちください。
職種 介護支援専門員(ケアマネージャー)
勤務日: 月曜日から金曜日まで(月20日間)
勤務時間: 午前9時～午後4時(実働6時間)
勤務場所: 高齢者支援課

(市役所) 勤務内容: 介護予防プランの策定など
報酬: 日額8700円
資格: 介護支援専門員の資格がある方
採用日: 9月1日予定
応募方法: 8月22日(金)までに履歴書(上半身正面脱帽写真貼付)と資格を証明できるものの写しをお持ちください。
募集人員 各1人
応募・問合せ 職員課人事給与係(直通558・1334)

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成

耐震診断 対象: 市内にある木造住宅で、新耐震基準(昭和56年6月1日施行)施行前に建築した、自らが所有し、居住している住宅
助成金額: 耐震診断費用(消費税を除く)の2分の1以内(2万5000円を限度)
診断機関: 東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習修了者で市内に事務所などがある方
耐震改修 対象: 市耐震診断助成制度に基づき、「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」と診断された住宅の耐震改修を行うことで、一応倒壊しないことが判断できる住宅
助成金額: 耐震改修に必要な費用(消費税を除く)の3分の1に相当する

住まいの耐震フェアを開催
改修工法や耐震シエルトの実物展示、建築士無料相談会を行います。
日時 9月1日(月)～3日(水)、午前10時～午後8時まで(3日は、午後5時まで)
場所 新宿西口地下イベント広場
その他 詳しくは、<http://www.toshisei.tokyo.jp>
<http://www.toshisei.tokyo.jp/kenchiku/taisin/index.html>
問合せ 東京都都市整備局建築企画課(03・5388・3362)

紛らわしい業者に注意! 国や都、市ではこの事業について特定の業者への委託は行っていませんので、勧誘などには注意してください。
耐震改修をした住宅に対する固定資産税の減額
対象となる住宅 昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づき耐震基準に適合させるため、一定の改修工事を行った住宅
減額期間など 表のとおり
対象 昭和57年1月1日以前に建築した住宅
住宅部分の割合が当該家屋の2分の1以上
耐震改修費用が一戸あたり30万円以上
申告手続きなど
固定資産税(住宅耐震改修)減額申告書
耐震基準を満たすことを

表 減額期間など

改修完了時期	減額期間	減額対象床面積	減額金額
平成18年～平成21年	3年間	1戸当たり120㎡相当分まで	当該住宅に係る固定資産税額の2分の1
平成22年～平成24年	2年間		
平成25年～平成27年	1年間		

証明する書類
耐震改修費用を証明する書類
改修後3か月以内に申告
問合せ 課税課家屋資産係